

新	旧	備考
<p>劣後ローン案件に係る海外事業資金貸付保険の取扱いについて</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00015 沿革 (略) <u>平成30年11月16日 一部改正</u></p> <p>海外事業資金貸付のうち、当該貸付により取得される債権が当該貸付の相手方を債務者とする他の一般的な債権に劣後するもの又はこれに準ずるもの（以下「劣後ローン」という。）に係る海外事業資金貸付保険については、下記のとおり取り扱う。</p> <p>記</p>	<p>劣後ローン案件に係る海外事業資金貸付保険の取扱いについて</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00015 沿革 (略)</p> <p>海外事業資金貸付のうち、当該貸付により取得される債権が当該貸付の相手方を債務者とする他の一般的な債権に劣後するもの又はこれに準ずるもの（以下「劣後ローン」という。）に係る海外事業資金貸付保険については、下記のとおり取り扱う。</p> <p>記</p>	
<p>第1条 (略)</p>	<p>第1条 (略)</p>	
<p>(劣後ローン特約の取扱い)</p> <p>第2条 前条第1項の規定により特約を付した海外事業資金貸付保険のうち、海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険における取扱は、次の各号のとおりとする。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 貸付金等の償還期限又は主たる債務者の債務のうち保証債務に係る部分の償還期限の定めがない場合において、<u>前条第1項に規定する特約を付して海外事業資金貸付保険を引き受ける場合</u>にあつては、保険契約締結日に、保険契約者から申し出のあった保険期間の年数（ただし、第1条第2項の規定の範囲内とする。）を加えた応当日の前日を予定の償還期限とみなして取扱うこととする。</p> <p>5 <u>貸付金等の償還期限又は主たる債務者の債務のうち保証債務に係る部分の償還期限の到来前（償還期限が複数ある場合は、最終償還期限の到来前をいう。）までの一定期間について、前条第1項に規定する特約を付して海外事業資金貸付保険を引き受ける場合</u>にあつては、<u>償還期限の定めはないものとみなして、前項の取扱いを適用することとする。</u></p>	<p>(劣後ローン特約の取扱い)</p> <p>第2条 前条第1項の規定により特約を付した海外事業資金貸付保険のうち、海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険における取扱は、次の各号のとおりとする。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 貸付金等の償還期限又は主たる債務者の債務のうち保証債務に係る部分の償還期限の定めがない場合にあつては、保険契約締結日に、保険契約者から申し出のあった保険期間の年数（ただし、第1条第2項の規定の範囲内とする。）を加えた応当日の前日を予定の償還期限とみなして取扱うこととする。</p>	

新	旧	備考
<p>第3条～第4条 (略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この改正は、平成30年12月3日から実施する。</u></p>	<p>第3条～第4条 (略)</p>	
<p>(別添1)</p> <p>劣後ローン特約</p> <p>第1章 海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険に付す特約（てん補危険）</p> <p>第1条 海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款（平成29年4月1日17-制度-00011。以下「約款」という。）第3条の規定にかかわらず、次の第1号又は第5号に該当する事由（被保険者又は海外事業資金貸付の相手方の責めに帰することができないものに限る。）が発生した場合、及び次の第2号から第4号までのいずれかに該当する事由（被保険者又は海外事業資金貸付の相手方の責めに帰することができないものに限る。）により、被保険者が海外事業資金貸付の相手方に対して有する海外事業資金貸付金債権等の全額につき、当該海外事業資金貸付金債権等に係る契約に定められた期限の利益喪失事由が発生した場合には、約款第3条第9号に、次の第6号に該当する事由が発生した場合（被保険者が海外事業資金貸付の相手方に対して有する海外事業資金貸付金債権等の全額につき、支払期限が到来している場合に限る。）には、約款第3条第10号にそれぞれ該当するものとし、株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）は、被保険者がこれらにより貸付金等を回収できないことにより受ける損失に限り、本特約の定めるところに従い、てん補する責めに任ずる。</p> <p>一～六 (略)</p>	<p>(別添1)</p> <p>劣後ローン特約</p> <p>第1章 海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険に付す特約（てん補危険）</p> <p>第1条 海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款（平成29年4月1日17-制度-00011。以下「約款」という。）第3条の規定にかかわらず、次の第1号から第4号までのいずれかに該当する事由（被保険者又は海外事業資金貸付の相手方の責めに帰することができないものに限る。）により、被保険者が海外事業資金貸付の相手方に対して有する海外事業資金貸付金債権等の全額につき、当該海外事業資金貸付金債権等に係る契約に定められた期限の利益喪失事由が発生した場合、及び次の第5号に該当する事由（被保険者又は海外事業資金貸付の相手方の責めに帰することができないものに限る。）が発生した場合には、約款第3条第9号に、次の第6号に該当する事由が発生した場合（被保険者が海外事業資金貸付の相手方に対して有する海外事業資金貸付金債権等の全額につき、支払期限が到来している場合に限る。）には、約款第3条第10号にそれぞれ該当するものとし、株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）は、被保険者がこれらにより貸付金等を回収できないことにより受ける損失に限り、本特約の定めるところに従い、てん補する責めに任ずる。</p> <p>一～六 (略)</p>	
<p>第2条～第14条 (略)</p>	<p>第2条～第14条 (略)</p>	

新	旧	備考
第2章 (略)	第2章 (略)	
(別添2) (略)	(別添2) (略)	